

ねりま後見人ネットだより

第20号

発行/令和3年9月

発行/練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

TEL: 03-5912-4022 FAX: 03-3994-1224

E-mail: kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立ていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

練馬区の中核機関として行う親族後見人サポートについて

○親族後見人等を受任している方へのサポート

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センターでは成年後見制度における練馬区の中核機関として、区民の皆様が成年後見制度を安心して利用することができる支援や仕組みを検討し、支援体制の充実を図っています。また、後見人支援では、親族で成年後見人等になる予定の方や受任中の方が安心して後見業務を行えるように相談支援を行っています。その相談の一部について紹介します。

○親族後見人からの相談事例から① ～後見業務の初回報告、定期報告～

「初回報告の書き方や添付資料がこれで合っているのか確認して欲しい。」「定期報告について書類提出する前に一度確認して欲しい。」等の報告書に関する相談があります。

★権利擁護センターでは

作成された報告書に不安がある場合は、事前にご連絡を頂いたうえで権利擁護センターの窓口で確認しています。また報告書については、東京家庭裁判所のホームページや、成年後見人・保佐人・補助人ハンドブックに記入例等が載っていますのでこちらも参考にしてみてください。



○親族後見人からの相談事例から②～後見業務を続けることが難しくなったとき～



「もし後見人が病気になって後見業務が続けられなくなったらどうなるのか。」「子どもの後見人をしているが、体力的に続けることが難しくなってきた。別の人に後見人を代わってもらえるのか」といった相談があります。

★権利擁護センターでは

基本的には後見業務を続けるのが難しいと感じた際には、直接監督人や家庭裁判所にご相談いただくこととなりますが、今後の後見業務に関する相談、手続き等について、「まず話を聞いて欲しい」という方は、権利擁護センターまでご相談ください。



ポイント

成年後見人等の辞任について

成年後見人等は、「正当な事由」があるときは家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。「正当な事由」とは、①高齢や病気のために続けられなくなった場合、②後見人が遠くに転居することになった場合、③後見事務の負担が重くなった場合、などがあります。

辞任する場合は、家庭裁判所に辞任許可の申立てを行います。（辞任の申立てと同時に、次の成年後見人等を選任するための「成年後見人選任」の申立てをすることもできます。）後見人辞任が許可されたら、速やかに管理している財産の計算を行い、後任の成年後見人等に被後見人の財産を引き継ぎます。

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

令和2年11月に意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（以下、意思決定ガイドライン）が策定されました。意思決定ガイドラインとは、専門職後見人だけでなく、親族後見人や市民後見人を含めた、後見人等に就任した方を対象に、意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務を適切に行うことができるようにするためのものです。今回、ガイドラインに記載されている用語や内容の一部について解説したいと思います。



意思決定支援とは？

判断能力が不十分であっても、必要な情報を本人が理解できるように提供したり、本人の意思や考えを引き出したりしながら、本人が自らの意思に基づいた日常生活や社会生活を送れるように本人と関わりのある人たちが行う支援の仕組みのことを言います。

～成年後見制度における意思決定支援の現場では～

意思決定支援の現場では、本人を支援する親族や福祉の専門職、医療関係者、行政などがメンバーとなる支援チームを編成し、本人が安心して気持ちを伝えられるよう、成年後見人等は、このような支援環境の整備を行っていくことになります。

課題が生じてから意思決定支援をしようとしても容易ではないため、日頃から本人が自ら意思決定をすることができるような支援を行い、そのような意思決定をした経験が蓄積されるという環境を整備していくことが求められています。

★詳しいガイドラインの内容については裁判所ウェブサイト「後見ポータルサイト」や、厚生労働省のホームページにある成年後見制度利用促進のページから見ることができます。

また、意思決定支援についても学ぶことができる講演会を行いますので、興味のある方はぜひご参加ください。

〈講演会のご案内〉

「成年後見制度における意思決定支援の理念と問題点」

本人の思いを大切にしたい意思決定支援の考え方や問題点についての講演会です！

講師 池原 毅和 弁護士(東京アドヴォカシー法律事務所)

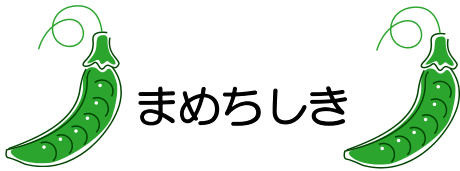
日時 令和3年11月12日(金)午後1時～午後4時

場所 石神井公園ピアレス区民交流センター 集会室兼展示室
(石神井町2-1 4-1 石神井ピアレス2階)

定員 60名(先着順)

申込 電話/FAXで権利擁護センター ほっとサポートねりまへ

※オンラインでの配信も予定しています。



「成年後見制度に関する動画配信はみなさんご存じでしょうか。」

裁判所の後見ポータルサイトでは、成年後見制度の利用を検討される方に向けて後見制度についての説明や手続きの流れ、申立に必要な書式や資料等を紹介しています。

後見ポータルサイトの資料・ビデオのページでは、成年後見人等の事務について解説している動画配信を行っています。ドラマ仕立ての動画になっているので、とてもわかりやすい内容になっています。



〈司法書士合同相談会のご案内〉

司法書士による成年後見制度相談会（相談無料）

～成年後見制度・遺言・相続などの無料相談会になります～

日時 令和3年10月23日（土）午前10時～午後4時の間 各組45分間

場所 練馬区石神井庁舎 5F 1～3会議室（練馬区石神井町3-30-26）

定員 15組（申し込み順・要予約）

申込 電話で権利擁護センターほっとサポートねりま

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたときや、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住所：〒176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階

TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00【祝日、年末年始を除く】